

(3) 消防庁舎・防災センターの諸室に要する機能要件

① 消防庁舎・防災センター屋外

番号	名称	機能
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・油分離槽を設置する。 ・操法訓練用防火水槽を設置する。(雨水貯水 20t) ・放水壁を設ける。 操法放水時に利用した等の水が、敷地内で再利用できる仕組みとする。 ・浸透性のあるアスファルト等により、操法訓練スペース(88m×12m 程度)を整備する。 ・耐震性貯水槽飲料型(100 t)を設置する。 ・随時、国旗が容易に掲揚できるポール1~2機を設置する。(参考写真：:消防庁舎外 1) ・施設玄関から駐車場に至る場所に敷地内照明を設置する。(タイマー付き常夜灯及び人感センサーライト) 太陽光発電の利用等ランニングコストに配慮すること。 ・車両出動動線によっては円滑に行うため、動線上に駐車禁止の表示を行う。 ・緊急車両出庫を道路通行者に知らせるための装置を設置する。(参考写真：:消防庁舎外 2) ・ごみ置き場を設置する。 ・同時に2本掛け40本のホース(延長約20m)が干せる設備を設置する。(施設壁面利用可)(参考写真：消防庁舎外 3) なお、水道設備、車庫内ホース収納棚に近い場所に設置する。また、ホースを干す設備前には、ホースの洗浄が行えるスペースを確保する。ホース洗浄スペースはコンクリートが望ましい。 ・既存簡易給油設備を移設する。(参考写真：消防庁舎外 4) ・雨天時も掲示可能な掲示板を設置する。 ・本庁舎屋上の一部は岡山県防災行政無線用アンテナを移設設置できる構造とする。(参考写真：消防庁舎外 5) ・既存物干し台2台を配置するスペースを確保する。 ・来庁者見学及び休憩スペースが設置できるように、施設

		<p>屋外に簡易屋根の設置や軒下の活用により、一部雨よけを設ける。その場所が調理・食堂室の屋外であるとなお良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設外壁の利用又は別棟の建設により、はしご登はん及びロープ応用登はん訓練に使用可能な設備を整備する。(※別紙 4「訓練設備一覧」参照。) ・施設外壁の利用又は別棟の建設により、引揚救助訓練に使用可能な設備を整備する。(※別紙 4「32 回消防救助技術岡山県大会実施要領抜粋」参照。) ・訓練が可能となるようにベランダを設ける。 ・屋外訓練を可能とするため、建物の壁面や屋根の一部に訓練用金具を設置する。(参考写真：消防庁舎外 6) ・72 時間稼働可能な非常用発電機を設置する。 ・非常用発電機について新庁舎の必要発電量、設置基数、太陽光発電やバッテリー併用等は提案による。 ・見学者学習用に消火栓及びスプリンクラー設備を設ける。(レプリカでも可、防災センター施設内でも可) ・見学者学習用に取水可能な連結送水管を設ける。
	公用車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・7 台分のスペースを確保する。 (※配置車両については別紙 7「配置予定車両一覧」参照。)
	来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・職員駐車場と別に施設入口に近接した来庁者用駐車場 5 台分を整備する。 ・庁舎に近接した障害者用駐車場 1 台分を確保する。
	職員駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・50 台分以上のスペースを確保する。
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・20 台程度のスペースを確保する。 <p>屋根の設置や軒下の活用により、雨天時も二輪車が濡れないようにする。</p>
	加点	<ul style="list-style-type: none"> ・職員駐車場枠線を整備する。 ・公用車駐車場にカーポートを設置する。 ・随時、懸垂幕や横断幕が掲示できるようにする。(施設壁面利用も可。なお、デジタルサイネージの提案も可) ・ヘリポートを設置する。 ・施設の利用又は別棟の建設により、ロープブリッジ渡過訓練に使用可能な設備を整備する。(※別紙 4「訓練設備一覧」参照。)

		・ 訓練用にベランダの一部にマンホールを設置する。
--	--	---------------------------

②消防庁舎・防災センター屋内

番号	名称	機能
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数階になる場合、適宜案内表示板を設ける。 ・ 2階建以上とする際は防災センターにエレベータを設置する。

【消防庁舎 1】 消防長室	
用途	消防長 1 人の執務、8 人程度の会議及び応接
規模	35～40 m ² 程度 常時職員 1 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両袖付き事務机、椅子、8 人程度の会議が可能な会議机と椅子のセット、書架、更衣用ロッカーを設置する。 ・ レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話 1 台回線、電気配線、LAN 配線、ケーブルテレビ 1 台、パソコン 1 台分を施したもの）とする。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会話程度の遮音性を有する構造とする。 ・ 出入口は本部事務室から可能な配置とする。 ・ 本部事務室消防総務課の近くに出入口を配置する。

【消防庁舎 2】 本部事務室	
用途	消防本部職員の執務及び来庁者対応
規模	120～150 m ² 程度 常時職員 19 人（うち課長級 9 人）が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉は中の様子が分かる仕様とする。 ・ 事務室入口から予防課、警防課、消防総務課を配置する。 ・ 予防課の窓口に、2 組（各 2 人ずつ）程度に対し、同時に座って対応できる受付カウンターを配置する。（参考写真：消防庁舎 2-1） ・ 消防総務課及び警防課窓口に、来庁者に対し、立って接客するカウンターを配置する。カウンター内側（事務室側）は書類棚を兼ねる。（参考写真：消防庁舎 2-2） ・ 職員 19 人が常時勤務できるレイアウトとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話 12 台回線、電気配線、LAN 配線、ケーブルテレビ 1 台、パソコン 21 台分を施したもの）とする。 ・3 課（本署と同フロアの場合本署も含める）から同時に集まりやすい位置に、内部打ち合わせ会議用オープンスペースを確保する。 ・各諸室の照明及び空調の集中管理盤を設置する。（参考写真：消防庁舎 2-3） ・印刷コーナー（コピー機、FAX 機、カラープリンタ及び用紙収納棚）を確保する。 ・コンロ 1 台と流し 1 台を設置し、既存冷蔵庫及び食器棚の設置が可能な 5 m²程度の給湯スペースを併設する。 ・事務機の背面又は付近に常用書類用の書架を整備する。（参考写真：消防庁舎 2-4） 壁又は壁面収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。（参考写真：消防庁舎 2-5、以下同じ） ・入口が複数ある場合は、すべての扉付近で照明操作ができるようにする。 ・通信指令室の任意情報を表示できるモニタを設置する。（参考写真：消防庁舎 2-6、以下同じ）
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長室に通じる通路及び出入口を設ける。

【消防庁舎 3】 本部書庫	
用途	本部 3 課の書類の収納
規模	55～60 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・保存文書及び台帳の保管に利用する。 ・可動式書架とし、反対面との間に仕切りがあるもの。（参考写真：消防庁舎 3-1） ・うち 5 m²程度に日用物品、事務用品の収納のための棚を設置する。別室としても可。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務室の近くに配置する。

【消防庁舎 4】 本署事務室	
用途	消防署職員の執務及び来庁者対応

規模	120～150 m ² 程度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時職員 25 人（うち課長級 1 人）が勤務 ・ なお、災害発生等全員招集時は 49 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉は中の様子が分かる仕様とする。 ・ 事務室入口に同時に 2 組（各 2 人ずつ）程度に対し、対応できる受付カウンター（立ち、座り両方）を配置する。（参考写真：消防庁舎 2-1） ・ 立って接客するカウンター内側（事務室側）は書類棚を兼ねる。 ・ 担当単位のフリーアドレスに対応する机を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、5 人／1 担当×4 担当で勤務している。 ・ 課長級 1 人と上席者 4 人分の従来型片袖机を配置する。 ・ 常時勤務者の椅子を用意する。 ・ 全員招集時に使用する予備椅子（コンパクトに収納できるものが望ましい）を用意する。 ・ キャスター付き脇机及びダイヤルロック付き収納棚 46 台（48 人－通信 4 人＋予備 2）を整備し、収納するスペースを確保する。 （参考写真：消防庁舎 4-1～2、以下同じ） 加えて、今後 2 台程度配置できるスペースを確保する。 ・ レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話 12 台回線、電気配線、LAN 配線、ケーブルテレビ 1 台、パソコン 18 台分を施したもの）とする。 ・ 印刷コーナー（コピー機、FAX 機、カラープリンタ及び用紙収納棚）を確保する。 ・ 窓下には書棚を配置する等、書類が整理できるよう書架を設ける。（参考写真：消防庁舎 4-3、以下同じ） ・ 壁又は壁面収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。 ・ 入口が複数ある場合は、すべての扉付近で照明操作ができるようにする。 ・ 通信指令室の任意情報を表示できるモニタを設置する。
他室との関係	-

【消防庁舎 5】通信指令室	
用途	消防指令業務
規模	90 m ² 程度

	常時職員 2 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は中の様子が分かる引き戸とする。 ・出入口はテンキーロック等のオートロックとする。 ・119 番通報等の受付、出動指令、無線通信、車両管理、各種情報等を統括、管理する高機能消防指令センターを設置する。(※別紙 5「玉野市消防本部高機能消防指令センター基本計画」参照。) ・災害時の通信手段である無線通信を統括、管理する消防救急デジタル無線設備の移設、改修を行う。なお、詳細については別紙 6「玉野市消防本部消防救急デジタル無線移設機器表」参照。 ・執務スペースは、職員 2 人が常時勤務できるレイアウトとし、フリーアドレス対応机及び椅子を配置する。 ・キャスター付き脇机及びダイヤルロック付き収納棚 5 台（専従職員 4 人分＋室長分）を整備し、収納するスペースを確保する。 ・レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話 3 台回線、電気配線、LAN 配線、ケーブルテレビ 1 台、パソコン 2 台分を施したもの）とする。 ・窓下には書棚を配置する等、書類が整理できるよう書架を設ける。 ・壁又は壁面収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。 ・通信指令室の任意情報を表示できるモニタを設置する。 ・消防庁舎及び 2 分署の防犯カメラの映像を投影するモニタを設置する。 ・館内放送設備を設ける。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令室仮眠室と隣接した位置に配置する。 ・通信機械室と隣接した位置に配置する。 ・通信指令室の近くにトイレを設置する。 ・本部と同一フロアに配置する。
加点	<ul style="list-style-type: none"> ・暑見学の際に室外から見学可能な工夫やスペースがあること。 またその場合、見学時以外はブラインド等による目隠しを設置すること。

【消防庁舎 6】通信機械室	
用途	通信指令システムに関わる機械
規模	50 m ² 程度

設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令センターに関する機器を収納するスペースを確保する。 ・消防救急デジタル無線設備を移設するスペースを確保する。 ・各種通信制御機器、サーバー、無停電装置等を収納する。 ・用紙等の物品を収納する棚を設置する。 ・無線 LAN スイッチを収納するためのラックスペースを確保する。 ・常時単独空調とし、空調が切れることがないようにする。 <p>なお、現在は 2 機設置しており、随時自動切替えて稼働している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OA フロアとする。 ・次期更新時に、機器の搬入しやすい場所とする。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令室と隣接して配置する。

【消防庁舎 7】 救急消毒室	
用途	救急出動後の救急隊員及び資機材の消毒、洗浄
規模	15 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉はソフトクローズ引き戸（両手が塞がった状態でも容易に開閉ができるもの）とする。 ・ストレッチャーを洗浄できるスペース及び水道ホース、排水口を設ける。（参考写真：消防庁舎 7-1） ・感染性廃棄物を収容できる既存専用容器を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 7-2） ・深型洗浄用と消毒剤に浸す消毒が可能となる二層式流し台を設置する。また、その隣に作業台を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-1） ・除染用にシャワー設備 1 を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-3） ・救急服等を洗浄するための既存洗濯機 2 台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・汚物用処理装置を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-1） ・手洗い水道設備を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-4） ・既存オートクレーブを置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 7-5~6） ・床面は水洗いが可能で水はけの良い素材とする。 ・毛布や大型資機材を乾燥するための、吊り下げ式物干しを設置す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備を設ける。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車両駐車位置の後部に配置する。

【消防庁舎 8】 救急資機材庫	
用途	収納
規模	25～30 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉はソフトクローズ引き戸（両手が塞がった状態でも容易に開閉ができるもの）とする。 ・救急用備品、資機材、医療品、救急人形が収納できる棚を設置する。（参考写真：消防庁舎 8-1～3） ・既存収納庫（鍵付き）及び救急用酸素ポンペを置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 8-4） ・電話機 1 台の配線設備を確保する。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車両駐車位置の後部に配置する。 ・救急消毒室と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 9】 出動準備室	
用途	指令の受け取り、防火服への更衣
規模	100 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は中の様子が分かるソフトクローズ引き戸（両手が塞がった状態でも容易に開閉ができるもの）とする。なお、複数名の同時出動に配慮すること。 ・2 交替 1 列の防火服収納庫 24 台（通信を除く 44 人＋予備 4 人分を収納）を設置する。（参考写真：消防庁舎 9-1） ・本部、通信指令室職員、補勤職員 25 人の防火服、防火帽、安全帽を既存ロッカー又は壁面等の活用により収納する。（参考写真：消防庁舎 9-2～3）また、同時に 25 人分の防火長靴と編み上げ靴が保管できるようにする。保管に当たっては防塵にも配慮する。 ・防火服着用の際、隊員相互の接触を避ける程度のスペースを確保する。 ・通信指令室の任意情報を表示できるモニタを設置する。 ・既存の指令を受け取るプリンタ、モニタ、可搬型無線機各 1 台を

	<p>置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存携帯無線機を同時に充電するスペース及び配線を確保する。なお、現在台数は署活系 12 台、デジタル 9 台。(参考写真：消防庁舎 9-4) ・電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・既存感染防護用ロッカー 2 台を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-5) ・既存防火服用保冷材を入れる冷蔵庫の配線とスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-6)
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに男女別トイレを配置する。 ・車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 10】 緊急車両用車庫	
用途	緊急車両用車庫
規模	500 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 7「配置予定車両一覧」に記載する当該室配置車両が配置できるスペースを確保する。 ・緊急車両と内壁面の間には出動動線を確保する。 ・車両後部と柱、壁の間隔及び車両ごとの間隔を十分確保する。 ・災害出動を安全かつ容易にできるよう、前面道路と車庫の間には空地を設ける。 ・駐車位置を明確にするために、床面に区画を引く。 ・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。 ・車庫扉はリモコン付き電動式自動シャッター（遠隔操作機付）とする。通信指令の出動命令との連動して開くことを可能とする。なお、手動でも開閉可能なタイプとする。 ・車庫扉は常時閉鎖でも採光可能なタイプとする。 ・鳥害対策のため、可能な限り天井や柱に凹凸がない構造とする。 ・床材は滑りにくく、水洗いが可能な仕上げとし、適宜水勾配を設ける。 ・ホース収納棚を設ける。(参考写真：消防庁舎 10-1) ・1 台分は車両整備が可能なピットを設ける。転落防止のための車両止め等配慮する。(参考写真：消防庁舎 10-2) ・車両前面に車両洗浄のための水道設備を 3 以上設ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラを設置する。 ・車両前面には雨天時の出動準備、帰庁後の処理を容易にするため、底を設ける。 ・ボート収納を可能にする。なお、現在は天井に吊り下げて収納している。(参考写真：消防庁舎 10-3) ・電話機 1 台の配線設備を確保する。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・救急消毒室、救急資機材庫、出動準備室と隣接した位置に配置する。 ・仮眠室との出動動線を考慮した位置に配置する。 ・ホース収納棚はホースの洗浄、ホースの乾燥設備、巻き取り、収納といった一連の動作を考慮した位置に設置する。

【消防庁舎 11】 資機材収納庫・工作室	
用途	収納、ホース修理等の作業場
規模	60～70 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用資機材、救助用資機材、タイヤを保管するスペースを確保する。 ・軽量かつ常時使用しない資機材や装備等は、屋外倉庫の設置や車庫中 2 階等余剰空間の活用を検討する。(参考写真：消防庁舎 11-1) ・車両装備、救助装備、予防装備、緊急消防援助隊をそれぞれ分けて収納するための棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 11-2) ・棚等は重量物に耐える十分な強度を持ったものとする。 ・工具の収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 11-3) ・既存作業机を置くスペースを確保する。 ・室の高さによっては、天井への吊り下げ収納ができるようにする。 ・換気設備を設ける。 ・車両が直接入れる程度の出入口とする。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の搬入が容易に行えるよう、車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 12】 ボンベ倉庫	
用途	収納
規模	15～20 m ² 程度

設置数	1 ・個室ではなく、資機材収納庫・工作室内に当該機能を付随することでの対応としても可。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・80 本以上の空気ボンベが収納可能な棚を設置する。 ・既存可搬空気充填機 1 台（長さ×巾×高さ:1.3m×0.86m×0.81 m）を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 12-1） ・可搬空気充填機が出し入れが可能な出入口とする。 ・200V の電源を設置する。 ・換気設備を設ける。
他室との関係	・車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 13】危険物保管庫	
用途	収納
規模	8 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油、エンジンオイル、資機材潤滑油、塗料を置く棚を設置する。（参考写真：消防庁舎 13-1） ・換気設備を設ける。
他室との関係	・車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 14】洗濯・乾燥室（参考写真：消防庁舎 14-1）	
用途	洗濯、乾燥
規模	15～20 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は引き戸とする。 ・既存洗濯機 2 台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・シャワー1 及び給湯設備を配置する。 ・吊り下げ式物干しを設置する。 ・家庭用除湿器が利用できるよう配線設備を確保する。
他室との関係	・車庫に隣接して配置する。

【消防庁舎 15】通信指令室仮眠室	
用途	通信指令室要員の仮眠及び更衣
規模	35 m ² 程度
設置数	1

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。 ・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。 ・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい）を採用する。 ・寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。（参考写真：消防庁舎 15-1、以下同じ） ・個室化後も均一な室温となるよう、効率的な空調配置とする。 ・寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm程度の段差を利用した靴収納スペースを設ける。（参考写真：消防庁舎 15-2、以下同じ） ・個室は身長 190 cmの職員が仮眠できるスペースを確保する。 ・個室数は4とし、各室にコンセント及び寝具1式（掛け布団1、敷き布団1）を保管するための収納を設ける。 ・8人分のその他寝具（1人当たり枕1、敷マット1、毛布2）を保管するための収納を設ける。 ・既存個人用更衣ロッカー8個を配置するスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 9-2、以下同じ） ・仮眠スペースの床を畳にする場合、表替えや畳変え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。 ・洗面台1台を設置する。 ・電話機1台の配線設備を確保する。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令室の隣に配置し、出入口は通信指令室から確保する。 ・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。 ・扉は引き戸とし、静粛性が高いものを採用する。

【消防庁舎 16】 男性用仮眠室	
用途	通信指令室要員以外の仮眠及び更衣
規模	～180 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。 ・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。 ・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい）を採用する。 ・寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。 ・個室化後も均一な室温となるよう、効率的な空調配置とする。 ・寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm程度の段差を利用し

	<p>た靴収納スペースを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室は身長 190 cm の職員が仮眠できるスペースを確保する。 ・個室数は 20 とし、各室にコンセント及び寝具 1 式（掛け布団 1、敷き布団 1）を保管するための収納を設ける。 ・40 人分のその他寝具（1 人当たり枕 1、敷マット 1、毛布 2）を保管するための収納を設ける。 ・既存個人用更衣ロッカー 44 個（うち予備 4）を配置するスペースを確保する。 ・ポンプ隊、救助隊、救急隊が仮眠するが、夜間に救急隊 3～6 人のみの出動があるため、可動間仕切りの設置や出入口を別配置、エリア分け等配慮する。 ・明確なエリア分けを行う場合、救急隊員用エリアとそれ以外のエリアに電話機 1 台ずつの配線設備を確保する。 ・仮眠スペースの床を畳にする場合、表替えや畳変え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。 ・扉は引き戸とし、静粛性が高いものを採用する。 ・出動動線に配慮する。

【消防庁舎 17】女性用仮眠室	
用途	仮眠、更衣（本部職員含む）、浴室、脱衣、洗面、トイレ、洗濯室
規模	20～25 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。 ・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。 ・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい）を採用する。 ・寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。 ・個室化後も均一な室温となるよう、効率的な空調配置とする。 ・寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm 程度の段差を利用した靴収納スペースを設ける。 ・個室は身長 190 cm の職員が仮眠できるスペースを確保する。 ・個室数は 2 とし、各室にコンセント及び寝具 1 式（掛け布団 1、敷き布団 1）を保管するための収納を設ける。 ・4 人分のその他寝具（1 人当たり枕 1、敷マット 1、毛布 2）を保管

	<p>を保管するための収納を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存個人用更衣ロッカー4個を配置するスペースを確保する。 ・1エリアに仮眠スペース、シャワー及び浴槽付き浴室1室、脱衣所、洗面台1台、洋式トイレ1室を配置し、既存洗濯機1台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・仮眠スペースの床を畳にする場合、表替えや畳変え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。 ・電話機1台の配線設備を確保する。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・男性仮眠室のエリアと分離する。 ・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。 ・扉は引き戸とし、静粛性が高いものを採用する。 ・出動動線に配慮する。

【消防庁舎 18】 男性用浴室・脱衣所・洗面	
用途	浴室、脱衣、洗面
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は引き戸とする。 ・シャワー及び浴槽付き浴室1室とシャワー室2室を設置する。 ・52人分(48人+予備4人)の風呂及び洗面用具を置く棚を設置する。(参考写真:消防庁舎18-1~2) ・3人以上が同時に洗面できる洗面台(お湯あり)を設置する。 ・既存洗濯機1台を置くための電気配線、給排水を整備する。
他室との関係	・仮眠室との遮音性に配慮する。

【消防庁舎 19】 玄関・風除室	
用途	-
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に通信指令室につながるインターフォンを設置する。 ・通信指令室に直接連絡できる緊急通報電話基盤を設置する。(参考写真:消防庁舎19-1)。 ・風除室の必要性については提案を求める。 ・来庁者用入口とする。 ・防犯カメラを設置する。 ・掲示板を設置する。

	・案内表示板を設置する。
--	--------------

【消防庁舎 20】職員通用口	
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者との動線区別のため、職員出入口を設ける。 ・職員駐車場側への設置を希望する。 ・防犯カメラを設置する。 ・オートロックとする。

【消防庁舎 21】収納庫	
用途	収納
規模	・提案による。
設置数	・デッドスペースの活用など可能な限り多くの提案を求める。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・日常消耗品や掃除道具等を保管するスペースを確保する。 ・用途に応じた収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 21-1～4)
他室との関係	-

【消防庁舎 22】本部男性更衣室	
用途	本部職員の更衣
規模	15 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ロッカーが配置できるスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-2) ・着替えを行うスペースを確保する。 ・1人につきビジネスシューズと運動靴の計2足を収納する棚を設置する。
他室との関係	-

【消防庁舎 23】トイレ	
設置数	・常時45人(うち女性3人)勤務に対応する。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に1箇所は和式とする。 ・来庁者対応フロアの多目的トイレは車椅子での利用が可能なものとする。

【消防庁舎 24】廊下(階段)	
------------------------	--

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れにくい又は汚れが目立ちにくい素材とする。 ・掃除がしやすい素材とする。 ・駆け足に適した広さと床材を考慮する。 ・1.5m以上の幅を確保する。
----	---

【消防庁舎 25】 電気室

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・有無について提案による。 ・受電容量について庁舎省エネ化の提案による。
----	---

【消防庁舎 26】 機械室

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・有無について提案による。 ・熱源方式は提案による。
----	---

【防災センター1】 災害対策室

用途	市民、消防団及び職員の研修や会議、災害時の本部、机・椅子収納庫
規模	180~200 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・机 3 台横並びで全 50 台、椅子 100 脚を並べた会議ができるスペースを確保する。 ・出入口を複数設け、すべての扉付近で照明操作ができるようにする。 ・間仕切りを設け、小会議室としても活用可能な構造とする。(参考写真：防災センター1-1) なお、間仕切りで分けた場合、いずれの部屋でも会議が可能となるような遮音構造であること。 ・プロジェクター投影ができるように壁は平滑なものとする。 ・プロジェクター投影した際見やすくなるよう、カーテンやブラインドの設置を行う。 ・壁の一部はホワイトボードとしての利用も可能な素材とする。 ・2 室に分けた場合も壁面ホワイトボードが利用できるようにする。 ・2 室に分けた場合もテレビ視聴を可能とするため、ケーブルテレビも視聴可能なテレビ 2 台の配線設備を確保する。 ・市災害対策本部としての利用を考慮し、非常用電源に接続した複数のコンセント、電話機の配線設備を行う。

	・災害対策室で利用する机及び椅子の収納が行える倉庫を設置する。
他室との関係	-

【防災センター2】 防災相談室	
用途	4人程度の会議、打ち合わせ
規模	10～15 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・既存4人掛け机及び椅子1式が設置できるスペースを確保する。 ・パソコン、電話機各1台の配線設備を確保する。 ・OAフロア（床面に電話1台回線、電気配線、LAN配線、パソコン1台分を施したもの）とする。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務室と隣接した位置に設ける。 ・会話程度の遮音性を有する構造とする。

【防災センター3】 救急訓練室	
用途	救急訓練
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・和室とする。（置き畳でも可） ・表替えや畳変え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。
他室との関係	-

【防災センター4】 防災学習室	
用途	・防災学習
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター投影ができるように壁は平滑なものとする。 ・プロジェクター投影した際見やすくなるよう、カーテンやブラインドの設置を行う。
他室との関係	-

【防災センター5】 体験学習室	
用途	・煙体験などの体験学習

規模	・提案による。
設置数	1
仕様	-
他室との関係	-

【防災センター6】 消防団本部室	
用途	消防団の会議、倉庫
規模	50 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・既存 8 人会議用机が配置できるスペースを確保する。 ・パソコン、テレビ、電話器の配線設備を各 1 台確保する。 ・20～25 m²程度の収納庫を設け、収納棚を設置すること。(参考写真：防災センター6-1)
他室との関係	・会話程度の遮音性を有する構造とする。

【防災センター7】 体力錬成室 (参考写真：防災センター7-1)	
用途	消防団及び職員の体力錬成
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・天井や壁に懸垂が可能なパイプを配置する。(参考写真：防災センター7-2) ・ベンチプレス 2 台を置くスペースを確保する。(参考写真：防災センター7-3)
他室との関係	-

【防災センター8】 調理・食堂室	
用途	日常の簡易な調理及び食事、災害時の待機及び休憩、炊き出し
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉はソフトクローズ引き戸とする。 ・15 人程度座って食事を行うための椅子と机を設置する。(参考写真：防災センター8-1) ・既存食器棚を置くスペースを確保する。 ・一般家庭用台所設備を配置する。(参考写真：防災センター8-2) なお、コンロ 2 口及び流し台 2 台とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・台所設備の熱源はランニングコストに考慮して採用する。 ・停電時も飲食が可能であること。 ・既存冷蔵庫、ポット、オーブントースター、オープンレンジ等の電気製品の同時使用を可能にする配線設備を確保する。 ・電話機、テレビ1台の配線設備を確保する。
他室との関係	-
加算	<ul style="list-style-type: none"> ・別途収納庫（押入）付き休憩スペースを設ける。（参考写真：防災センター8-3） ・自動販売機設置スペース及び配線を確保する。（隣接する屋外でも可。）

【防災センター9】 玄関・風除室・エントランスホール	
用途	-
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に通信指令室につながるインターフォンを設置する。 ・風除室の必要性については提案を求める。 ・来庁者用入口とする。 ・防犯カメラを設置する。 ・案内表示板を設置する。
加算	・エントランスホールを活用し、地域住民の防災、減災教育につなげることを目的として、壁面、床面利用等による連絡、広報、展示コーナーを設置する。（参考写真：防災センター9-1～2）

【防災センター10】 エレベータホール	
設置数	・提案による。
仕様	・搭載人数等は提案による。
他室との関係	・消防庁舎の高層階に行く際も利用できる位置に配置する。

【防災センター11】 備蓄倉庫	
用途	収納
規模	・提案による。
設置数	・提案による。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り広面積の提案を求める。 ・用途に応じた収納棚を設置する。（参考写真：防災センター11-2）

他室との関係	-
--------	---

【防災センター12】 トイレ	
設置数	・ 提案による。
仕様	・ 男女別に 1 箇所は和式とする。 ・ 多目的トイレは車椅子及び乳幼児同伴者の利用が可能なものとする。

【防災センター13】 廊下（階段）	
仕様	・ 汚れにくい又は汚れが目立ちにくい素材とする。 ・ 掃除がしやすい素材とする。 ・ 駆け足に適した広さと床材を考慮する。